

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第四章 精神保健指定医、登録研修機関及び精神病院</p> <p>第一節 精神保健指定医（第十八条・第十九条の六）</p> <p>第二節 登録研修機関（第十九条の六の二・第十九条の六の七）</p> <p>第三節 精神病院（第十九条の七・第十九条の十）</p> <p>第八章 雑則（第五十一条の十一の二・第五十一条の十六）</p> <p>第四章 精神保健指定医、登録研修機関及び精神病院</p> <p>第一節 精神保健指定医</p> <p>（精神保健指定医）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところに</p>	<p>目次</p> <p>第四章 精神保健指定医及び精神病院</p> <p>第一節 精神保健指定医（第十八条・第十九条の六）</p> <p>第二節 精神病院（第十九条の七・第十九条の十）</p> <p>第八章 雑則（第五十一条の十一の二・第五十一条の十五）</p> <p>第四章 精神保健指定医及び精神病院</p> <p>第一節 精神保健指定医</p> <p>（精神保健指定医）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 厚生労働大臣又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところに</p>

より行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を
修了していること

2・3（略）

（指定後の研修）

第十九条 指定医は、五の年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日ま
でをいう。以下この条において同じ。）ごとに厚生労働大臣が定める
年度において、厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定め
るところにより行う研修を受けなければならない。

2（略）

第十九条の三 削除

第二節 登録研修機関

（登録）

第十九条の六の二 第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の登録（
以下この節において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めると
ころにより、第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の研修（以下
この節において「研修」という。）を行おうとする者の申請により行
う。

（欠格条項）

により行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程
を修了していること

2・3（略）

（指定後の研修）

第十九条 指定医は、五の年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日ま
でをいう。以下この条において同じ。）ごとに厚生労働大臣が定める
年度において、厚生労働大臣又はその指定する者が厚生労働省令で定
めるところにより行う研修を受けなければならない。

2（略）

（手数料）

第十九条の三 第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の研修（厚生
労働大臣が行うものに限る。）を受けようとする者は、実費を勘案し
て政令で定める金額の手料を納付しなければならない。

第十九条の六の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十九条の六の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第十九条の六の四 厚生労働大臣は、第十九条の六の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表の第一欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の第二欄又は第四欄に掲げる時間数以上であること。
- 二 別表の第二欄で定める条件に適合する学識経験を有する者が前号に規定する科目を教授するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

(登録の更新)

第十九条の六の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(研修の実施義務)

第十九条の六の六 登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、研修の実施に関する計画(以下「研修計画」という。)を作成し、研修計画に従つて研修を行わなければならない。

2 登録研修機関は、公正に、かつ、第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の厚生労働省令で定めるところにより研修を行わなければならない。

3 登録研修機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した研修計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第十九条の六の七 登録研修機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十九条の六の八 登録研修機関は、研修の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、研修の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、研修の実施方法、研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休廃止)

第十九条の六の九 登録研修機関は、研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の六の十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載

した書面の交付の請求

(適合命令)

第十九条の六の十一 厚生労働大臣は、登録研修機関が第十九条の六の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十九条の六の十二 厚生労働大臣は、登録研修機関が第十九条の六の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、研修を行うべきこと又は研修の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条の六の十三 厚生労働大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条の六の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十九条の六の六第三項、第十九条の六の七、第十九条の六の八、第十九条の六の九、第十九条の六の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十九条の六の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第十九条の六の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第十九条の六の十四 登録研修機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(厚生労働大臣による研修業務の実施)

第十九条の六の十五 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第十九条の六の九の規定による研修の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十九条の六の十三の規定により登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該研修の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 前項の規定により厚生労働大臣が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

3 厚生労働大臣が第一項の規定により研修の業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

(報告の徴収及び立入検査)

第十九条の六の十六 厚生労働大臣は、研修の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録研修機関に対し、必要と認める

事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第十九条の六の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十九条の六の七の規定による届出があつたとき。

三 第十九条の六の九の規定による届出があつたとき。

四 第十九条の六の十三の規定により登録を取り消し、又は研修の業務の停止を命じたとき。

五 第十九条の六の十五の規定により厚生労働大臣が研修の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた研修の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三節 (略)

(申請等に基づき行われる指定医の診察等)

第二十七条 (略)

2~4 (略)

5 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による

第二節 (略)

(申請等に基づき行われる指定医の診察等)

第二十七条 (略)

2~4 (略)

5 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入る場合には、指

立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

第二十九条の二（略）

2・3（略）

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

（報告徴収等）

第三十八条の六（略）

2（略）

3 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と読み替えるものとする。

（報告の徴収等）

第五十条の二の四（略）

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による

定医及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

6 第四項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九条の二（略）

2・3（略）

4 第二十七条第四項から第六項まで及び第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

（報告徴収等）

第三十八条の六（略）

2（略）

3 第二十七条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。

（報告の徴収等）

第五十条の二の四（略）

2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査

立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の二の四第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の二の四第一項」と読み替えるものとする。

(報告の徴収等)

第五十条の三の三 (略)

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の三の三第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第五十一条の九 (略)

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第五十一条の十六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃す

について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第五十条の二の四第一項」と、「その者の居住する場所」とあるのは「精神障害者社会復帰施設」と、「指定医及び当該職員」とあるのは「当該職員」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第五十条の二の四第一項」と読み替えるものとする。

(報告の徴収等)

第五十条の三の三 (略)

2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第五十条の三の三第一項」と、「その者の居住する場所」とあるのは「その事務所又は施設」と、「指定医及び当該職員」とあるのは「当該職員」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第五十条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第五十一条の九 (略)

2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と、「その者の居住する場所」とあるのは「センターの事務所」と、「指定医及び当該職員」とあるのは「当該職員」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。

る場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～四（略）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反した者

二（略）

三（略）

四（略）

五（略）

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二（略）

三（略）

四（略）

五（略）

六（略）

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～四（略）

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二（略）

三（略）

四（略）

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二（略）

三（略）

四（略）

五（略）

七 (略)
八 (略)

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一号、第三号若しくは第四号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十九条の六の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九条の六の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

四 第十九条の六の十四の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

別表(第十九条の六の四関係)

六 (略)
七 (略)

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第二号若しくは第三号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

<p>科目</p>	<p>教授する者</p>	<p>第十八条第一項第四号に規定する研修の課程の時間数</p>	<p>第十九条第一項に規定する研修の課程の時間数</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健福祉行政概論</p>	<p>この法律及び精神保健福祉行政に関する学識経験を有する者であること。</p>	<p>八時間</p>	<p>三時間</p>
<p>精神障害者の医療に関する法令及び実務</p>	<p>精神障害者の医療に関する学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。</p>		
<p>精神障害者の人権に関する法令</p>	<p>法律に関する学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。</p>		

精神医学	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において精神医学の教授若しくは助教の職にある者若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。</p>	四時間	
<p>精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉</p>	<p>精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉に関する学識経験を有する者であること。</p>	二時間	一時間
<p>精神障害者の医療に関する事例研究</p>	<p>次に掲げる者が共同して教授すること。</p> <p>一 指定医として十年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する者</p> <p>二 法律に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者</p>	四時間	三時間

	<p>三 この法律及び精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者</p>		
<p>備考 第一欄に掲げる精神障害者の医療に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。</p>			

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>（第一章）第四章 略）</p> <p>第四章の二 簡易専用水道（<u>第三十四条の二—第三十四条の四</u>）（第五章 略）</p> <p>第六章 雑則（<u>第四十条—第五十条の三</u>）（第七章 略）</p> <p>（水質検査）</p> <p>第二十条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。</p> <p>（登録）</p> <p>第二十条の二 前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第二十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>第二十条第三項の登録を受けることができない。</u></p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p>	<p>目次</p> <p>（第一章）第四章 略）</p> <p>第四章の二 簡易専用水道（<u>第三十四条の二</u>）（第五章 略）</p> <p>第六章 雑則（<u>第四十条—第五十条の二</u>）（第七章 略）</p> <p>（水質検査）</p> <p>第二十条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者に委託して行うときは、この限りでない。</p>

- 二 第二十条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第二十条の四 厚生労働大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第二十条第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。
 - 二 別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五名以上であること。
 - 三 次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。
 - イ 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
 - ロ 水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。
- 2 登録は、水質検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が水質検査を行う区域及び登録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在地

(登録の更新)

第二十条の五 第二十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(受託義務等)

第二十条の六 第二十条第三項の登録を受けた者(以下「登録水質検査機関」という。)は、同項の水質検査の委託の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、その受託を拒んではならない。

2 登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十条の七 登録水質検査機関は、氏名若しくは名称、住所、水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十条の八 登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程(以下「水質検査業務規程」という。)を定め、水質検査の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第二十条の九 登録水質検査機関は、水質検査の業務の全部又は一

部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条の十 登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。()を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

2 水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水質検査機関の定められた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十条の十一 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の

四 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水質検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十条の十二 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録水質検査機関に対し、水質検査を受託すべきこと又は水質検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十条の十三 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて水質検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第二十条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第二十条の十四 登録水質検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十條の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第二十條の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十條第三項の登録をしたとき。

二 第二十條の七の規定による届出があつたとき。

三 第二十條の九の規定による届出があつたとき。

四 第二十條の十三の規定により第二十條第三項の登録を取り消し、又は水質検査の業務の停止を命じたとき。

(準用)

第三十一條 第十一條から第十三條まで、第十五條第二項、第十九條から第二十三條まで、第二十四條の二及び第二十四條の三の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第十一條第一項中「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と、第十五條第二項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と、第二十條の十第二項中「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは「水道用水供給事業者

(準用)

第三十一條 第十一條から第十三條まで、第十五條第二項、第十九條から第二十三條まで、第二十四條の二及び第二十四條の三の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第十一條第一項中「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と、第十五條第二項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と、第二十三條第一項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者

その他の利害関係人」と、第二十三条第一項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と、第二十四条の二中「水道の需要者」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道の需要者」と、「第二十条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第二十条第一項」と、「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、第二十四条の三第四項中「第十九条第二項各号」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項各号」と、同条第六項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第十三条第一項」と、「第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項、第三十六条第二項並びに第三十九条」とあるのは「第二十条から第二十二条まで並びに第二十三条第一項並びに第三十六条第二項及び第三十九条」と、同条第七項中「第十九条第二項」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第三十四条 第十三条、第十九条から第二十三条まで及び第二十四条の三の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十条の十第二項中「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは「専用水道の設置者その他の利害関係人」と、第二十四条の三第四項中「第十九条第二項各号」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第十九条第二項各号」と、同条第六項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第十三条第一項」と、「第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項、第三十六条第二項並びに第三十九条」とあるのは「第二十条から

者に通知する」と、第二十四条の二中「水道の需要者」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道の需要者」と、「第二十条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第二十条第一項」と、「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、第二十四条の三第四項中「第十九条第二項各号」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項各号」と、同条第六項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第十三条第一項」と、「第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項、第三十六条第二項並びに第三十九条」とあるのは「第二十条から第二十二条まで並びに第二十三条第一項並びに第三十六条第二項及び第三十九条」と、同条第七項中「第十九条第二項」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第三十四条 第十三条、第十九条から第二十三条まで及び第二十四条の三の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「第十九条第二項各号」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第十九条第二項各号」と、同条第六項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第十三条第一項」と、「第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項、第三十六条第二項並びに第三十九条」とあるのは「第二十条から第二十二条まで並びに第二十三条第一項並びに第三十六条第二項及び第三十九条」と、同条第七項中「第十九条第二項」とある

第二十二條まで並びに第二十三條第一項並びに第三十六條第二項及び第三十九條」と、同條第七項中「第十九條第二項」とあるのは「第三十四條第一項において準用する第十九條第二項」と、「同條第一項」とあるのは「第三十四條第一項において準用する第十九條第一項」と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 略

第四章の二 簡易専用水道

第三十四條の二 (第一項 略)

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、地方公共団体の機關又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならぬ。

(検査の義務)

第三十四條の三 前條第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(準用)

第三十四條の四 第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四條の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四條の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合において、第二十条の二中「前條第三項」とあるのは「第三十四條の二第二項」と、同條、第二十条の四第一項各号及び第二項第三号、第二十条の六第二項、第二十条の

のは「第三十四條第一項において準用する第十九條第二項」と、「同條第一項」とあるのは「第三十四條第一項において準用する第十九條第一項」と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 略

第四章の二 簡易専用水道

第三十四條の二 (第一項 略)

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機關又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならぬ。

七から第二十条の九まで、第二十条の十二から第二十条の十四まで、第二十条の十五第一項並びに第二十条の十六第四号中「水質検査」とあるのは「簡易専用水道の管理の検査」と、第二十条の三、第二十条の五第一項、第二十条の十三第五号並びに第二十条の十六第一号及び第四号中「第二十条第三項」とあるのは「第三十四条の二第二項」と、第二十条の三第二号及び第二十条の十六第四号中「第二十条の十三」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十条の十三」と、第二十条の三第三号中「前二号」とあるのは「第三十四条の四において準用する前二号」と、第二十条の四第一項中「第二十条の二」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十条の二」と、同項第一号中「第二十条第一項」とあるのは「第三十四条の二第二項」と、同号及び第二十条の十五第一項中「検査施設」とあるのは「検査設備」と、第二十条の四第一項第二号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、「五名」とあるのは「三名」と、同項第三号八中「口」とあるのは「第三十四条の四において準用する口」と、同条第二項中「水質検査機関登録簿」とあるのは「簡易専用水道検査機関登録簿」と、第二十条の五第二項中「前三条」とあるのは「第三十四条の四において準用する前三条」と、同項及び第二十条の十五第一項中「前項」とあるのは「第三十四条の四において準用する前項」と、第二十条の六第二項、第二十条の七、第二十条の八第一項、第二十条の九から第二十条の十四まで及び第二十条の十五第一項中「登録水質検査機関」とあるのは「第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、第二十条の八中「水質検査業務規程」とあるのは「簡易専用水道検査業務規程」と、第二十条の十第一項中「次項」とあるのは「第三十四条の四において準用する次項」と、同条第二項中「水道事業者」とあるのは「簡易専用水道の設置者」と、第二十条の十一中「第二十条の四第一項各号」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十条の四第一項各号」と、第二十条の十二中「第二十条の六第一項又は第二項」とあ

るのは「第三十四条の三又は第三十四条の四において準用する第二十条の六第二項」と、「受託す」とあるのは「行う」と、第二十条の十三第一号中「第二十条の三第一号又は第三号」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十条の三第一号又は第三号」と、同条第二号及び第二十号の十六第二号中「第二十号の七」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十号の七」と、第二十条の十三第二号及び第二十号の十六第三号中「第二十号の九」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十号の九」と、第二十条の十三第二号中「第二十号の十第一項」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十号の十第一項」と、「次条」とあるのは「第三十四条の四において準用する次条」と、同条第三号中「第二十号の十第二項各号」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十号の十第二項各号」と、同条第四号中「第二十号の十一」とあるのは「第三十四条の四において準用する第二十号の十一」と、「前条」とあるのは「第三十四条の四において準用する前条」と、第二十条の十五第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条の四において準用する第一項」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第五十条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五十二条の二 第二十条の十三（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の三 略

第五十三条の二 略

第五十三條の四 略

第五十五條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十條の九（第三十四條の四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十條の十四（第三十四條の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第二十條の十五第一項（第三十四條の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十五條の三 略

第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二條から第五十三條の二まで又は第五十四條から第五十五條の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

別表第一（第二十條の四関係）

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。

第五十三條の三 略

第五十五條の二 略

第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二條、第五十三條、第五十四條又は第五十五條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

二 学校教育法に基づき短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。

三 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三条第一項の規定による臨床検査技師の免許を有する者又は同条第二項の規定による衛生検査技師の免許を有する者であつて、一年以上水質検査の実務に従事した経験を有するものであること。

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第二（第三十四条の四関係）

一 第十九条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による水道技術管理者たる資格を有する者であること。

二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条の規定による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者であること。

三 第三十四条の二第二項に規定する簡易専用水道の管理の検査の補助に一年以上従事した経験を有する者であること。

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

改 正 案	現 行
<p>（建築物環境衛生管理基準） 第四条（略）</p> <p>2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（建築物環境衛生管理技術者免状） 第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。</p> <p>一 厚生労働省で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了した者</p> <p>二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者 （第二項から第五項まで 略）</p> <p>（登録） 第七条の二 前条第一項第一号の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、講習会を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>（欠格条項） 第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項第一号の登録を受けることができない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑</p>	<p>（建築物環境衛生管理基準） 第四条（略）</p> <p>2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、<u>こん虫</u>等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（建築物環境衛生管理技術者免状） 第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。</p> <p>一 厚生労働省で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、<u>厚生労働省令の定めるところにより</u>、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者</p> <p>二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者 （第二項から第五項まで 略）</p>

に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第七条の四 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 別表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。

二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授するものであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

2 登録は、講習機関連登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

(登録の更新)

第七条の五 第七条第一項第一号の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間

の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習会の実施義務)

第七条の六 第七条第一項第一号の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、講習会の実施に関する計画を作成し、これに従つて講習会を行わなければならない。

- 2 登録講習機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならない。

- 3 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第七条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第七条の八 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、講習会の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第七条の九 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところ

により、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第七条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)

の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第七条の十一 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習

習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行うべきこと又は講習会の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七条の十三 厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第七条の六第三項、第七条の七から第七条の九まで、第七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第七条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第七条第一項第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第七条の十四 登録講習機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習会に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告、検査等)

第七条の十五 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、業務に関して必要な報告

をさせ、又はその職員に、登録講習機関の業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

第七条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第七条第一項第一号の登録をしたとき。

二 第七条の七の規定による届出があつたとき。

三 第七条の九の規定による届出があつたとき。

四 第七条の十三の規定により第七条第一項第一号の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

(報告、検査等)

第九条の十二 (略)

2| 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告、検査等)

第十一条 (略)

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告、検査等)

第九条の十二 (略)

2| 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告、検査等)

第十一条 (略)

2 第九条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告、検査等)

第十二条の五 (略)

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告、検査等)

第十二条の九 (略)

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(不服申立て)

第十三条の二 (略)

(経過措置)

第十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条の十三の規定による講習会の業務の停止の命令に違反した者

二 第九条の六第一項の規定に違反した者

第十四条の三 第九条の九の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(報告、検査等)

第十二条の五 (略)

2 第九条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告、検査等)

第十二条の九 (略)

2 第九条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(不服申立て)

第十四条 (同上)

第十四条の二 第九条の六第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四条の三 第九条の九の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第七条の十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第七条の十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六条第一項の規定に違反した者

三 第十条の規定に違反して帳簿書類を備えず、又はこれに記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第十一条第一項、第十二条の五第一項若しくは第十二条の九

第十四条の四 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定に違反した者

二 第十二条の規定による命令又は処分違反した者

三 第十二条の七の規定による命令に違反した者

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定に違反して帳簿書類を備えず、又はこれに記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第十一条第一項、第十二条の五第一項若しくは第十二条の九

- 第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 五 第十二条の規定による命令又は処分を違反した者
- 六 第十二条の七の規定による命令を違反した者

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十四条の二第一号、第十四条の四又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第七条第三項の規定による命令に違反して建築物環境衛生技術者免状を返納しなかつた者
- 二 第七条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者
- 三 第十二条の十の規定に違反した者

別表（第七条の四関係）

建築物衛生行政概論	十時間
建築物の構造概論	八時間
建築物の環境衛生	十二時間
空気環境の調整	二十六時間
給水及び排水の管理	二十時間
清掃	十六時間

第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第七条第三項の規定による命令に違反して建築物環境衛生技術者免状を返納しなかつた者
- 二 第十二条の十の規定に違反した者

ねずみ、昆虫等の防除

八時間

改 正 案	現 行
<p>目次 第十二章 罰則（<u>第百十五条の二</u>、<u>第百二十三条</u>）</p> <p>（作業主任者）</p> <p>第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、<u>都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから</u>、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。</p> <p>（製造の許可）</p> <p>第三十七条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（製造時等検査等）</p> <p>第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で</p>	<p>目次 第十二章 罰則（<u>第百十六条</u>、<u>第百二十二条</u>）</p> <p>（作業主任者）</p> <p>第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、<u>都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから</u>、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。</p> <p>（製造の許可）</p> <p>第三十七条 ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（製造時等検査等）</p> <p>第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で</p>

定める事項（以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。）について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。
（第一号及び第二号 略）
（第三項 略）

（検査証の交付等）
第三十九条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第一項又は第二項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

定める事項（以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。）について、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 製造時等検査対象機械等のうち厚生労働省令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者（以下「製造時等検査代行機関」という。）の検査を受けた場合
二 輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について、当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合
2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら都道府県労働局長又は製造時等検査代行機関の検査（製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時等検査対象機械等のうち厚生労働省令で定めるものに係る検査に限る。）を受けることができる。
（第一号及び第二号 略）
（第三項 略）

（検査証の交付等）
第三十九条 都道府県労働局長又は製造時等検査代行機関は、前条第一項又は第二項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

(第二項及び第三項 略)

(検査証の有効期間等)

第四十一条 (第一項 略)

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録性能検査機関」という。)が行う性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(第一号から第三号まで 略)

四 第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

(個別検定)

第四十四条 第四十二条の機械等(次条第一項に規定する機械等

(第二項及び第三項 略)

(検査証の有効期間等)

第四十一条 (第一項 略)

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長又は厚生労働大臣の指定する者(以下「性能検査代行機関」という。)が行う性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(第一号から第三号まで 略)

四 次条第一項の機械等及び第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

(個別検定)

第四十四条 第四十二条の機械等(次条第一項に規定する機械等

を除く。)のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録個別検定機関」という。)が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者(以下この項において「外国製造者」という。)以外の者(以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 登録個別検定機関は、前二項の検定(以下「個別検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

(第四項以下 略)

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録型式検定機関」という。)が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国におい

を除く。)のうち、その構造、性能等を考慮して政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は厚生労働大臣の指定する者(以下「個別検定代行機関」という。)が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者(以下この項において「外国製造者」という。)以外の者(以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検定代行機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検定代行機関は、前二項の検定(以下「個別検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

(第四項以下 略)

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は厚生労働大臣の指定する者(以下「型式検定代行機関」という。)が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国におい

て同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら登録型式検定機関が行う検定を受けることができる。

（第一号及び第二号 略）

3 登録型式検定機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

4 登録型式検定機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

（第五項以下 略）

（登録製造時等検査機関の登録）

第四十六条 第三十八条第一項の規定による登録（以下この条、次条、第五十三条及び第五十三条の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

（第一号 略）

二 第五十三条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等

て同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら厚生労働大臣又は型式検定代行機関が行う検定を受けることができる。

（第一号及び第二号 略）

3 厚生労働大臣又は型式検定代行機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

4 厚生労働大臣又は型式検定代行機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

（第五項以下 略）

（製造時等検査代行機関の指定）

第四十六条 第三十八条第一項の規定による指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）は、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

（第一号 略）

二 第五十三条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうち第一号に該当する者があるもの

3 厚生労働大臣は、第一項の申請が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

検査を行うものであること。

二 製造時等検査を実施する者（別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同表第二号に掲げる数以上であること。

三 検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。

四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、製造者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

4 登録は、登録製造時等検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 第一項の区分

（登録の更新）

第四十六条の二 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつ

て、その効力を失う。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(製造時等検査の義務等)

第四十七条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、検査員にこれを実施させなければならない。

3 登録製造時等検査機関は、公正に、かつ、第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るものに適合する方法により製造時等検査を行わなければならない。

4 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(変更の届出)

第四十七条の二 登録製造時等検査機関は、第四十六条第四項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第四十八条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、製造時等検査の業務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(製造時等検査の義務等)

第四十七条 製造時等検査代行機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。

2 製造時等検査代行機関は、製造時等検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

(業務規程)

第四十八条 製造時等検査代行機関は、製造時等検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

ればならない。

(業務の休廃止)

第四十九条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が製造時等検査の公正な実施上不相当となつたと認めるときは、これを変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十九条 製造時等検査代行機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業報告)

第五十条 製造時等検査代行機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

3 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関が製造時等検査に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約（以下この項において「損害保険契約」という。）を締結しているときは、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 損害保険契約の契約内容を記載した書類が書面をもつて作成されているときは、当該書類の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 第一号の書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び営業報告書又は事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（検査員の選任等の届出）

第五十一条 登録製造時等検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（検査員の選任及び解任）

第五十一条 第四十七条第二項の規定により製造時等検査を実施する者（以下「検査員」という。）の選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、検査員がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は業務規程に違反したときその他その職務を行うの

(適合命令)

第五十二条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が第四十七条の規定に違反しているとき、その登録製造時等検査機関に対し、製造時等検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第百三条第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第五十条第二項各号又は第三項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 前二条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

に適當でないとき、その製造時等検査代行機関に対し、その検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員地位)

第五十二条 製造時等検査代行機関の役員又は職員で、製造時等検査の業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、製造時等検査代行機関が第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、製造時等検査代行機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十六条第三項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第四十七条、第四十九条又は第五十条の規定に違反したとき。

三 第四十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで製造時等検査を行ったとき。

四 第四十八条第三項又は第五十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

(都道府県労働局長による製造時等検査の実施)

第五十三条の二 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 都道府県労働局長が前項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における製造時等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

(登録性能検査機関)

第五十三条の三 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十一条第二項の登録について、第四十七条から前条までの規定は登録性能検査機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十一条第二項
製造時等検査	製造時等検査	第四十一条第二項の性能検査(以下「性能検査」という。)
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第八の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
製造時等検査	性能検査	性能検査
第四十六条第三	製造時等検査	別表第九の上欄に掲げ

五 第一百条第一項の条件に違反したとき。

(性能検査代行機関)

第五十三条の二 第四十六条から前条までの規定は、性能検査代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「同項の性能検査(以下「性能検査」という。)」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに前条第二項中「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と読み替えるものとする。

項第二号	別表第六第一号	る機械等に応じ、性能検査
第四十六条第三項第三号	同表第二号	同表の中欄
第四十六条第三項第四号	別表第七	同表の下欄
第四十六条第四項	製造時等検査 特別特定機械等を製造し、又は輸入する者	性能検査 特別特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
第四十七条第一項及び第二項	登録製造時等検査 検査機関登録簿	登録性能検査機関登録簿
第四十七条第三項	製造時等検査 特別特定機械等	性能検査 特定機械等
第四十七条第四項及び第四十八条	製造時等検査 製造時等検査	性能検査 性能検査
第四十九条	製造時等検査 あらかじめ	性能検査 休止又は廃止の日の三十日前までに
第五十条第二項及び第三項、第五十二条の二並びに第五十三条	製造時等検査 都道府県労働局長	性能検査 労働基準監督署長
第五十三条の二	製造時等検査	性能検査

(登録個別検定機関)

第五十四条 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四条第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録個別検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条第一項
製造時等検査	個別検定	
別表第五	別表第十一の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄	
製造時等検査	個別検定	
製造時等検査	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定	
別表第六第一号	同表の中欄	
検査員	検定員	
同表第二号	同表の下欄	
検査員	検定員	
別表第七	別表第十三	
製造時等検査	個別検定	
特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等	
登録製造時等検査	登録個別検定機関登録簿	
検査機関登録簿		
製造時等検査	型式検定	
製造時等検査	型式検定	
製造時等検査	型式検定	

(個別検定代行機関)

第五十四条 第四十六条から第五十三条までの規定は、個別検定代行機関に關して準用する。この場合において、第四十六条第一項中、「第三十八条第一項第一号」とあるのは、「第四十四条第一項」と、同項、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中、「製造時等検査」とあるのは、「個別検定」と、第五十一条中、「検査員」とあるのは、「検定員」と読み替えるものとする。

項	第四十七條第三項	検査員	検定員
第四十七條第三項	第三十七條第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	第四十四條第三項の基準	
第四十七條第四項	製造時等検査	個別検定	
第四十八條、第四十九條並びに第五十條第二項及び第三項	検査方法	個別検定	
第五十一條	製造時等検査	個別検定	
第五十二條の二及び第五十三條	検査員	検定員	
第五十三條の二	製造時等検査	個別検定	
	都道府県労働局長	厚生労働大臣又は都道府県労働局長	
	製造時等検査	個別検定	

(登録型式検定機関)

第五十四條の二 第四十六條及び第四十六條の二の規定は第四十四條の二第一項の登録について、第四十七條から第五十三條の二までの規定は登録型式検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六條第一項	第三十八條第一項	第四十四條の二第一項
製造時等検査	型式検定	
別表第五	別表第十四の上欄に掲	

(型式検定代行機関)

第五十四條の二 第四十四條の二第一項の規定による指定は、厚生労働省令で定める区分ごとに全国を通じて一を限り、型式検定を行うおとする者の申請により行う。

2 第四十六條第二項及び第三項並びに第四十七條から第五十三條までの規定は、型式検定代行機関に関して準用する。この場合第四十七條、第四十八條第一項及び第三項、第四十九條、第五十一條第一項、第五十二條並びに第五十三條第二項中「製造時等検査」とあるのは、「型式検定」と、第五十一條中「検査員」とあるのは、「検定員」と読み替えるものとする。

項第一号	製造時等検査	げる機械等に応じ、それ ぞれ同表の下欄
第四十六条第三 項第二号	製造時等検査	型式検定
第四十六条第三 項第二号	別表第六第一 号	別表第十五第一号
第四十六条第三 項第三号	検査員	検定員
第四十六条第三 項第三号	検査員	検定員
第四十六条第三 項第三号	別表第七	別表第十六
第四十六条第三 項第四号	製造時等検査	型式検定
第四十六条第三 項第四号	特別特定機械 等	第四十四条の二第一項 の政令で定める機械等
第四十六条第四 項	登録製造時等 検査機関連録 簿	登録型式検定機関連録 簿
第四十七条第一 項	製造時等検査	型式検定
第四十七条第二 項	製造時等検査	型式検定
第四十七条第三 項	検査員	検定員
第四十七条第三 項	第三十七条第 二項の基準の うち特別特定 機械等の構造 に係るもの	第四十四条の二第三項 の基準
第四十七条第四 項	製造時等検査	型式検定
第四十八条、第 四十九条並びに 第五十条第二項 及び第三項	製造時等検査	型式検定
第五十一条	検査員	検定員

第五十二条の二 及び第五十三条	製造時等検査	型式検定
第五十三条の二	都道府県労働 局長 製造時等検査	厚生労働大臣 型式検定

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(第二項以下 略)

(免許試験)

第七十五条 (第一項及び第二項 略)

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習(以下「教習」という。)は、別表第十七に掲げる区分ごとに行う。

5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(秘密保持義務等)

第七十五条の八 (第一項 略)

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(免許試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(第二項以下 略)

(免許試験)

第七十五条 (第一項及び第二項 略)

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の指定する者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(秘密保持義務等)

第七十五条の八 (第一項 略)

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(免許試験員を含む。)は、刑法その他の罰則の適用については、法令に

三 技能講習又は教習の業務を管理する者（教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。）が置かれていること。

四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行った教習に相当するものを終了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項に規定する登録（以下この条、第五十三条及び第五十三条の二第一項において「登録」という。）
第四十六条第四項	登録製造時等 検査機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十七条の二 第四十八条第一項	厚生労働大臣 製造時等検査	都道府県労働局長 第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習

習」と、同項第二号中「第四十七条、第四十九条又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替えるものとする。

第四十八條第二項	厚生労働大臣	製造時等検査	都道府県労働局長	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第四十九條	厚生労働大臣	製造時等検査	都道府県労働局長	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第五十条第一項	厚生労働大臣	事業報告書	都道府県労働局長	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書）
第五十条第二項	製造時等検査		都道府県労働局長	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第五十条第四項	事業報告書		都道府県労働局長	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書）
第五十二条	厚生労働大臣	厚生労働大臣 第四十六条第三項各号	都道府県労働局長	都道府県労働局長
第五十二条の二	厚生労働大臣	製造時等検査 第四十七条	都道府県労働局長	都道府県労働局長
		製造時等検査	都道府県労働局長	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条

第五十三條	厚生労働大臣 製造時等検査	第三項の教習 都道府県労働局長
第五十三條第二 号	第四十七條から第四十九條まで、第五十條第一項若しくは第四項	第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習若しくは第七十五條第三項の教習
第五十三條第三 号	第五十條第二項各号又は第三項各号	第四十七條の二から第四十九條まで、第五十條第一項若しくは第四項、第七十七條第六項若しくは第七項
第五十三條の二	製造時等検査	第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習

4 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第二項並びに第四十六條第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六條第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七條第一項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。

6 登録教習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない。

7 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五條第五項又は前條第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。

(厚生労働大臣等の権限)

第九十六条 (第一項及び第二項 略)

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定制機関、登録型式検定制機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関(以下「登録製造時等検査機関等」という。)の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(第四項以下 略)

(報告等)

第百条 (第一項 略)

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

(第三項 略)

(書類の保存等)

第百三条 (第一項 略)

2 登録製造時等検査機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(第三項 略)

(厚生労働大臣等の権限)

第九十六条 (第一項及び第二項 略)

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、製造時等検査代行機関、性能検査代行機関、個別検定制機関、型式検定制機関、検査業者、指定試験機関、指定教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関(以下「製造時等検査代行機関等」という。)の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(第四項以下 略)

(報告等)

第百条 (第一項 略)

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

(第三項 略)

(書類の保存等)

第百三条 (第一項 略)

2 製造時等検査代行機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(第三項 略)

(許可等の条件)

第一百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録(第五十四條の三第一項又は第八十四條第一項の規定による登録に限る。次項において同じ。)には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

(第二項 略)

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。

(第一号 略)

一の二 第十四条、第三十八條第一項、第四十一條第二項、第四十四條第一項、第四十四條の二第一項、第六十一條第一項若しくは第七十五條第三項の登録又はその更新を受けようとする者

二 技能講習(登録教習機関が行うものを除く。)を受けようとする者

(第三号 略)

四 第三十八條の検査(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

六 性能検査(登録性能検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

七 個別検定(登録個別検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

七の二 型式検定(登録型式検定機関が行うものを除く。)を

(許可等の条件)

第一百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

(第二項 略)

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。

(第一号 略)

二 技能講習(指定教習機関が行うものを除く。)を受けようとする者

(第三号 略)

四 第三十八條の検査(製造時等検査代行機関が行うものを除く。)を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え(製造時等検査代行機関が行うものを除く。)を受けようとする者

六 性能検査(性能検査代行機関が行うものを除く。)を受けようとする者

七 個別検定(個別検定代行機関が行うものを除く。)を受けようとする者

七の二 型式検定(型式検定代行機関が行うものを除く。)を

受けようとする者

(第七号の三から第十一号まで 略)

十二 (略)

十三 (略)

(第二項 略)

(公示)

第十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならぬ。

一 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定による登録をしたとき。

(第二号 略)

三 第四十七条の二又は第四十九条(第五十三条の三から第五十四条の二まで)においてこれらの規定を準用する場合を含む。

四 第五十三条(第五十三条の三から第五十四条の二まで)において準用する場合を含む。()の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第五十三条の二(第五十三条の三から第五十四条の二まで)及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。()の規定により都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた製造時等検査、性能検査、

受けようとする者

(第七号の三から第十一号まで 略)

十二 指定を受けようとする者

十三 (略)

十四 (略)

(第二項 略)

(公示)

第十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならぬ。

一 第三十八条第一項第一号、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第七十五条の二第一項、第八十三条の二又は第八十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

(第二号 略)

三 第四十九条(第五十三条の二、第五十四条及び第五十五条の二第二項)において準用する場合を含む。()又は第七十五条の十(第八十三条の三及び第八十五条の三)において準用する場合を含む。()の許可をしたとき。

四 第五十三条第一項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十五条の二第二項)において準用する場合を含む。()又は第七十五条の十一第一項(第八十三条の三及び第八十五条の三)において準用する場合を含む。()の規定による取消しをしたとき。

五 第五十三条第二項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十五条の二第二項)において準用する場合を含む。()又は第七十五条の十一第二項(第八十三条の三及び第八十五条の三)において準用する場合を含む。()の規定により指定を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務、試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

六 第七十五条の二第一項、第八十三条の二又は第八十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

七 第七十五条の十（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。

八 第七十五条の十一第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による取消しをしたとき。

九 第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

十 （略）

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録をしたとき。

二 第七十七条第三項において準用する第四十七条の二又は第四十九条の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条第三項において準用する第五十三条の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第十二章 罰則

第百十五条の二 製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定の業務（以下この条において「特定業務」という。）に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関（以下この条において「特定機関」という。）の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。

六
（略）

第十二章 罰則

これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けて賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合において、五年以下の懲役に処する。

3 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。

4 前三項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十五条の三 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百十五条の四 第百十五条の二第一項から第三項までの罪は、刑法第四条の例に従う。

第百十八条 第五十三条（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第二項又は第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反

第百十八条 第五十三条第二項（第五十三条の二、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第二項又は第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反

行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第七十五条の十（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部又は登録事務を廃止したとき。

三（略）

四（略）

五（略）

第二百二十三条 第五十条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）

の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表第一（第三十七条関係）

一 ボイラー

二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 クレーン

四 移動式クレーン

五 デリック

六 エレベーター

行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条（第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五条の十（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の許可を受けないで製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務、試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部又は登録事務を廃止したとき。

二（略）

三（略）

四（略）

- 七 建設用リフト
- 八 ゴンドラ

別表第二（第四十二条関係）

- 一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置
- 二 第二種圧力容器（第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）
- 三 小型ボイラー
- 四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）
- 五 プレス機械又はシャアの安全装置
- 六 防爆構造電気機械器具
- 七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- 八 防じんマスク
- 九 防毒マスク
- 十 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置
- 十一 動力により駆動されるプレス機械
- 十二 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- 十三 絶縁用保護具
- 十四 絶縁用防具
- 十五 保護帽

別表第三（第四十四条関係）

- 一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの
- 二 第二種圧力容器
- 三 小型ボイラー
- 四 小型圧力容器

別表第四（第四十四条の二関係）

- 一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの
- 二 プレス機械又はシャワーの安全装置
- 三 防爆構造電気機械器具
- 四 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- 五 防じんマスク
- 六 防毒マスク
- 七 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの
- 八 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの
- 九 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- 十 絶縁用保護具
- 十一 絶縁用防具
- 十二 保護帽

別表第五（第四十六條關係）

- 一 超音波厚さ計
- 二 超音波探傷器
- 三 ファイバースコープ
- 四 ひずみ測定器
- 五 フィルム観察器
- 六 写真濃度計

別表第六（第四十六條關係）

一 条件

- (一) 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に關する学科を修めて卒業した者（以下「工学關係大学等卒業者」という。）で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 特別特定機械等の構造

ロ 材料及び試験方法

ハ 工作及び試験方法

ニ 附属装置及び附属品

ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準

(2) 登録製造時等検査機関が行うものであること。

(二) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(以下「工学関係高等学校等卒業者」という。)で、(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であらう。

二 数

年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)

別表第七(第四十六条関係)

一 工学関係大学等卒業者で、十年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第八（第五十三条の三関係）

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器及びフアイバースコープ
別表第一第三号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第五号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、電気計測器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第六号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、回転速度計及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

別表第九（第五十三条の三関係）

機械等	条件	数
別表第一第一号に掲げる機械等	一 工学関係大学等卒業者のうち、七年以上性能検査を行うおとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は二年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者（以下この表において「短期経験者」という。）で、次のいずれにも該当する研修（当該機械等に係るものに限る。以下この表において「特定研修」という。）であつて学	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数（端数があると

科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

(一) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。

(1) 当該機械等の構造、工作、据付け及び材料

(2) 附属装置及び附属品

(3) 取扱い、清掃作業及び損傷

(4) 関係法令、強度計算方法及び検査

基準

(二) 登録性能検査機関が行うものであること。

二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。

三 工学関係高等学校等卒業者のうち、十一年以上性能検査を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は五年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者（以下この表において、「長期経験者」という。）で、第一号に規定する研修を修了したものであること。

四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四百件以上であるものを修了したものであること。

五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経

きは、これを切り上げらる。

別表第一 第四号に掲げる機械等	別表第一 第二号及び第三号に掲げる機械等
<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経 験者で、特定研修であつて学科研修の時 間が四十時間以上であり、かつ、検査実 習が十件以上であるものを修了したもの であること。</p> <p>二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経 験者以外のもの、特定研修であつて学 科研修の時間が八十時間以上であり、か つ、検査実習が四十件以上であるものを 修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長</p>	<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経 験者で、特定研修であつて学科研修の時 間が四十時間以上であり、かつ、検査実 習が十件以上であるものを修了したもの であること。</p> <p>二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経 験者以外のもの、特定研修であつて学 科研修の時間が八十時間以上であり、か つ、検査実習が百件以上であるものを修 了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長 期経験者で、第一号に規定する研修を修 了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長 期経験者以外のもの、特定研修であつ て学科研修の時間が八十時間以上であり 、かつ、検査実習が二百件以上であるも のを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経 験を有する者であること。</p>
<p>年間の 性能検 査の件 数を八 百で除 して得 た数(一 端数が あると きは、 これを</p>	<p>年間の 性能検 査の件 数を八 百で除 して得 た数(一 端数が あると きは、 これを 切り上 げる。</p>

別表 第一 第六	機械等 掲げ 号に 第五 第一 別表	
<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経 験者で、特定研修であつて学科研修の時 間が四十時間以上であり、かつ、検査実</p>	<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経 験者で、特定研修であつて学科研修の時 間が四十時間以上であり、かつ、検査実 習が十件以上であるものを修了したも のであること。</p> <p>二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経 験者以外のもの、特定研修であつて学 科研修の時間が八十時間以上であり、か つ、検査実習が三十件以上であるもの を修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長 期経験者で、第一号に規定する研修を修 了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長 期経験者以外のもの、特定研修であつ て学科研修の時間が八十時間以上であ り、かつ、検査実習が六十件以上であ るものを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経 験を有する者であること。</p>	<p>期経験者で、第一号に規定する研修を修 了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長 期経験者以外のもの、特定研修であつ て学科研修の時間が八十時間以上であ り、かつ、検査実習が八十件以上であ るものを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経 験を有する者であること。</p>
年間の 性能検 査の件	き、 これを 切り上 げらる。	切り上 げらる。

別表 第一 第八 号に 掲げ る機 械等	号に 掲げ る機 械等
<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。</p>	<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>二 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>四 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる)。</p>	<p>年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる)。</p>

	<p>て学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
--	--

別表第十（第五十三条の三関係）

- 一 工学関係大学等卒業業者で、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。
- 二 工学関係高等学校等卒業業者で、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十一（第五十四条関係）

機械等	機械器具その他の設備
別表第三第一号に掲げる機械等	絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計及び材料試験機
別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバースコープ、ひずみ測定器、フィルム観察器及び写真濃度計

別表第十二（第五十四条関係）

機械等	機械条件	数
別表第三第一	一 工学関係大学等卒業業者で、二年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事し	年間の個別検定の件数を百

号に掲げる機械等	別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等
<p>た経験を有するものであること。</p> <p>二 工学関係高等学校等卒業者で、五年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、三年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は一年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者（以下この表において「短期経験者」という。）で、次のいずれにも該当する研修（当該機械等に係るものに限る。以下この表において「特定研修」という。）であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検定実習が二十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>（一） 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。</p> <p>（1） 当該機械等の構造、工作、据付け及び材料</p> <p>（2） 附属装置及び附属品</p> <p>（3） 取扱い、清掃作業及び損傷</p> <p>（4） 関係法令、強度計算方法及び検査基準</p> <p>（二） 登録個別検定機関が行うものであること。</p>
<p>二十で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）</p>	<p>年間の個別検定の件数を二千四百で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）</p>

	<p>二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検定実習が二百件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、五年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は三年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者（以下この表において「長期経験者」という。）で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検定実習が四百件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	
--	---	--

別表第十三（第五十四条関係）

- 一 工学関係大学等卒業者で、十年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。
- 二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十四（第五十四条の二関係）

機械等	機械器具その他の設備
別表第四第一号に掲げる機械等	絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計及び材料試験機
別表第四第二号に掲げる機械等	作動試験用機械、硬さ試験機、才シロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計及び耐電圧試験装置
別表第四第三号に掲げる機械等	耐電圧試験装置、電気計測器、恒温槽、温度試験装置、鋼球落下試験装置、耐水試験装置、衝撃試験機、保護等級試験装置、爆発試験装置、ガス濃度計測器、水圧試験装置、拘束試験装置、気密試験装置、内圧試験装置、火花点火試験装置、発火試験装置及び防じん試験装置
別表第四第四号に掲げる機械等	材料試験機、耐水試験装置、衝撃試験機及び振動試験装置
別表第四第五号に掲げる機械等	材料試験機、ガス濃度計測器、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置及び排気弁気密試験装置
別表第四第六号に掲げる機械等	材料試験機、ガス濃度計測器、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置、排気弁気密試験装置、除毒能力試験装置、面体気密試験装置及び吸収缶気密試験装置
別表第四第七号に掲げる機械等	作動試験用機械及び硬さ試験機

別表第四第八号に掲げる機械等	オシロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計、材料試験機、急停止時間測定装置及び振動試験装置
別表第四第九号に掲げる機械等	作動試験用機械、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、温度試験装置及び運動時間測定装置
別表第四第十号及び第十一号に掲げる機械等	耐電圧試験装置、材料試験機及び電気計測器
別表第四第十二号に掲げる機械	恒温槽及び衝撃試験機

別表第十五（第五十四条の二関係）

一 条件

(一) 工学関係大学等卒業業者で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。

(二) 工学関係高等学校等卒業業者で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数

事業所ごとに二

別表第十六（第五十四条の二関係）

一 工学関係大学等卒業業者で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十七（第七十五条関係）

- 一 揚貨装置運転実技講習
- 二 クレーン運転実技講習
- 三 移動式クレーン運転実技講習
- 四 デリック運転実技講習

別表第十八（第七十六条関係）

- 一 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 二 プレス機械作業主任者技能講習
- 三 乾燥設備作業主任者技能講習
- 四 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 五 地山の掘削作業主任者技能講習
- 六 土止め支保工作業主任者技能講習
- 七 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 八 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 九 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 十 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 十一 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 十二 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 十三 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 十四 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 十五 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 十六 はい作業主任者技能講習
- 十七 船内荷役作業主任者技能講習
- 十八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

- 十九 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習
- 二十 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十一 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十二 特定化学物質等作業主任者技能講習
- 二十三 鉛作業主任者技能講習
- 二十四 四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 二十五 有機溶剤作業主任者技能講習
- 二十六 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 二十七 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 二十八 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十九 小型移動式クレーン運転技能講習
- 三十 ガス溶接技能講習
- 三十一 フォークリフト運転技能講習
- 三十二 ショベルローダー等運転技能講習
- 三十三 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
運転技能講習
- 三十四 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 三十五 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- 三十六 不整地運搬車運転技能講習
- 三十七 高所作業車運転技能講習
- 三十八 玉掛け技能講習
- 三十九 ボイラー取扱技能講習

別表第十九（第七十七条関係）

技能講習又は教習	機械器具その他の設備及び施設
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	そ生用機器及び酸素濃度計測器
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	そ生用機器、酸素濃度計測器及び硫化水素濃度計測器
床上操作式クレーン運転技能講習	床上操作式クレーン

<p>小型移動式クレーン運転技能講習</p>	<p>小型移動式クレーン</p>
<p>ガス溶接技能講習</p>	<p>ガス溶接装置</p>
<p>フォークリフト運転技能講習</p>	<p>フォークリフト、パレット及びフォークリフトを運転することができる施設</p>
<p>ショベルローダー等運転技能講習</p>	<p>ショベルローダー等（ショベルローダー又はフォークローダーをいう。以下同じ。）及びショベルローダー等を運転することができる施設</p>
<p>車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習</p>	<p>車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）及び車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）を運転することができる施設</p>
<p>車両系建設機械（解体用）運転技能講習</p>	<p>車両系建設機械（解体用）及び車両系建設機械（解体用）を運転することができる施設</p>
<p>車両系建設機械（基礎工事に用）運転技能講習</p>	<p>車両系建設機械（基礎工事に用）及び車両系建設機械（基礎工事に用）を運転することができる施設</p>
<p>不整地運搬車運転技能講習</p>	<p>不整地運搬車及び不整地運搬車を運転することができる施設</p>
<p>高所作業車運転技能講習</p>	<p>高所作業車</p>
<p>玉掛け技能講習</p>	<p>クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚貨装置、</p>

別表第二十（第七十七条関係）

一 木材加工用機械作業主任者技能講習及びプレス機械作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	一 学校教育法による大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上当該作業に係る機械の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上当該作業に係る機械の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。

揚貨装置運転実技講習	荷及び玉掛け用具
クレーン運転実技講習	揚貨装置 天井クレーン、シミュレーター及び天井クレーンを運転することができる施設
移動式クレーン運転実技講習	移動式クレーン及び移動式クレーンを運転することができる施設
デリック運転実技講習	デリック

<p>乾燥設備作業主任者技能講習 講習科目</p>	<p>条件</p>	<p>関係法令</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>作業の方法に関する知識</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上当該作業に係る機械の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後三年以上当該作業に係る機械の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>学科講習</p> <p>乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識 乾燥設備、その附属設備等</p>	<p>一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において工学に</p>
-------------------------------	-----------	-------------	--	--------------------	--	--	---

講習科目	三 コンクリート破砕器作業主任者技能講習	関係法令	乾燥作業の管理に関する知識	の点検整備及び異常時の処置に関する知識
条件		<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

<p>学科 講習</p>	<p>火薬類に関する知識 コンクリート 破砕器の取扱いに関する知識</p>	<p>一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>コンクリート 破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識</p>	<p>一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	
<p>関係法令</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	

四

地山の掘削作業主任者技能講習、土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習、ずい道等の覆工作業主任者技能講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習

能講習及びコンクリート橋架設等作業主任者技能講習	
講習科目	条件
講習 学科 作業の方法に 関する知識	一 大学等において土木、建築又は採鉱に関する学科（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習にあつては建築に関する学科を除き、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船に関する学科を含む。以下この表において「特定学科」という。）を修めて卒業した者で、その後三年以上建設の作業（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習にあつてはずい道等の建設の作業に限り、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船の作業を含む、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習にあつてはコンクリート造の工作物の解体等の作業に限る。以下この表において「特定作業」という。）に従事した経験を有するものであること。
	二 高等学校等において特定学科を修めて卒業した者で、その後五年以上特定作業に従事した経験を有するものであること。

<p>五 採石のための掘削作業主任者技能講習</p>	<p>講習科目</p>	<p>学科 講習</p>	<p>岩石の種類、 岩石の採取の ための掘削の 方法等に関する 知識</p>	<p>工事用設備、 機械、器具、 作業環境等に 関する知識 作業者に対す る教育等に関 する知識</p>	<p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 一 大学等を卒業した者で、その後三年以上特定作業又は特定作業に関する安全指導の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上特定作業又は特定作業に関する安全指導の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>条件</p>	<p>一 大学等において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上採石作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において採鉱又</p>				

講 習 学 科	はい(倉庫、 上屋又は土場 に積み重ねら	関係法令	設備、機械、 器具、作業環 境等に関する 知識 作業者に対す る教育等に関 する知識	は土木に関する学科を修めて 卒業した者で、その後五年以 上採石作業に従事した経験を 有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。 一 大学等を卒業した者で、そ の後三年以上採石作業又は採 石業に関する安全の実務に従 事した経験を有するものであ ること。 二 高等学校等を卒業した者で 、その後五年以上採石作業又 は採石業に関する安全の実務 に従事した経験を有するもの であること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。 一 大学等を卒業した者で、そ の後三年以上安全の実務に従 事した経験を有するものであ ること。 二 前号に掲げる者と同等以上 の知識経験を有する者である こと。
講 習 学 科	はい(倉庫、 上屋又は土場 に積み重ねら	関係法令	設備、機械、 器具、作業環 境等に関する 知識 作業者に対す る教育等に関 する知識	は土木に関する学科を修めて 卒業した者で、その後五年以 上採石作業に従事した経験を 有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。 一 大学等を卒業した者で、そ の後三年以上採石作業又は採 石業に関する安全の実務に従 事した経験を有するものであ ること。 二 高等学校等を卒業した者で 、その後五年以上採石作業又 は採石業に関する安全の実務 に従事した経験を有するもの であること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。 一 大学等を卒業した者で、そ の後三年以上安全の実務に従 事した経験を有するものであ ること。 二 前号に掲げる者と同等以上 の知識経験を有する者である こと。
講 習 学 科	はい(倉庫、 上屋又は土場 に積み重ねら	関係法令	設備、機械、 器具、作業環 境等に関する 知識 作業者に対す る教育等に関 する知識	は土木に関する学科を修めて 卒業した者で、その後五年以 上採石作業に従事した経験を 有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。 一 大学等を卒業した者で、そ の後三年以上採石作業又は採 石業に関する安全の実務に従 事した経験を有するものであ ること。 二 高等学校等を卒業した者で 、その後五年以上採石作業又 は採石業に関する安全の実務 に従事した経験を有するもの であること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。 一 大学等を卒業した者で、そ の後三年以上安全の実務に従 事した経験を有するものであ ること。 二 前号に掲げる者と同等以上 の知識経験を有する者である こと。

<p>れた荷の集団をいう。以下同じ。）に関する知識 人力によるはい付け又ははい崩しの作業に関する知識</p>	<p>関係法令</p>
<p>を有するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 三 はい作業主任者技能講習を修了した者で、その後三年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>機械等によるはい付け又ははい崩しに必要な機械荷役に関する知識</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p>

	七 船内荷役作業主任者技能講習	講習科目 学 科 講 習 作業の指揮に 必要な知識	船舶設備、荷 役機械等の構 造及び取扱い の方法に関する 知識	<ul style="list-style-type: none"> 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
条件	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学等を卒業した者で、その後三年以上船内荷役作業に係る安全管理の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上船内荷役作業に係る安全管理の業務に従事した経験を有するものであること。 三 船内荷役作業に係る安全管理の業務に十年以上従事した経験を有する者であること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上船内荷役作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上船内荷役作業に従事した経験を有するものであること。 		

関係法令	荷役の方法に関する知識	玉掛け作業及び合図の方法に関する知識	
<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事すること。</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後三年以上船内荷役作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上船内荷役作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 船内荷役作業の監督又は指揮の業務に五年以上従事した経験を有する者であること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後四年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

	<p>事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習</p>	<p>講習科目</p> <p>木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識</p> <p>条件</p> <p>一 大学等において建築に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において建築に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 十年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者で、当該期間のうち三年以上当該作業に係る職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導し、又は監督する者としての地位に就いたものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等を卒業した者で、その後三年以上木造建築物の組</p>
<p>工事用設備、機械、器具、</p>	

<p>九 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習</p>	<p>講習科目</p>	<p>学科 講習</p>	<p>ボイラーの構造、取扱い及び燃料に関する知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ボイラーの設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p>	<p>関係法令</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後三年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>作業環境等に関する知識</p>	<p>立て等の作業又は当該作業に関する安全指導の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上木造建築物の組立て等の作業又は当該作業に関する安全指導の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
---------------------------------	-------------	------------------	------------------------------	--	-------------	--	--------------------	---

<p>講習 学科</p>	<p>講習科目</p>	<p>十 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習</p>
<p>第一種圧力容器の構造に関する知識</p>	<p>条件</p>	<p>関係法令</p> <p>ボイラーの基礎、れんが積み及び断熱の工事にに関する知識</p> <p>ボイラーの本体及び附属設備等の据付けに関する知識</p>
<p>一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作、検査又</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後四年以上ボイラー据付け工事の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後七年以上ボイラー据付け工事の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後四年以上ボイラー据付け工事の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後七年以上ボイラー据付け工事の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

	<p>第一種圧力容器の取扱いに関する知識</p>	<p>危険物及び化学反応に関する知識</p>
<p>は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 八年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後六年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後八年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

	<p>関係法令</p> <p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上化学設備に係る第一種压力容器の管理の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>十一 普通第一種压力容器取扱作業主任者技能講習</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上ボイラー又は第一種压力容器の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 五年以上ボイラー又は第一種压力容器の設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>講習科目</p> <p>第一種压力容器（化学設備に係るものを除く。）の構造に関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上第一種压力容器の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上</p>
<p>学科講習</p> <p>第一種压力容器（化学設備に係るものを除く。）の取扱いに関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上第一種压力容器の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上</p>

		十三 酸素欠乏危険作業主任者技能講習		
	講習科目	条件	関係法令	保護具に関する知識
酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識	酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 	
	学科講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 		

<p>実技 講習</p>	
<p>救急そ生の方 法</p>	<p>関係法令</p>
<p>酸素の濃度の 測定方法</p>	<p>保護具に関する知識</p>
<p>一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業すること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 一 学校教育法による大学において医学又は大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

	<p>した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>十四 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</p>	<p>条件</p> <p>一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>講習科目</p> <p>酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識</p>	<p>一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>学科</p> <p>酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識</p>	<p>一 学校教育法による大学において医学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>講習</p> <p>保護員に関する知識</p>	<p>一 学校教育法による大学において医学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

十五 床上操作式クレーン運転技能講習	実技講習	関係法令	<p>に從事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
			<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
条件	救急そ生の方法	酸素及び硫化水素の濃度の測定方法	<p>一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
			<p>一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

<p>床上操作式クレーンに関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>原動機及び電気に関する知識</p>	<p>一 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p>	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの運転の業務に従事した経</p>

	<p>実技講習</p>	
<p>関係法令</p>	<p>床上操作式クレーンの運転 床上操作式クレーンの運転 のための合図</p>	<p> 一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 三 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 </p>

講習科目	学科 講習	小型移動式ク レーンに関す る知識	条件
	原動機及び電 気に関する知 識	小型移動式ク レーンの運転 のために必要 な力学に関す る知識	<p>一 大学等において機械工学に 関する学科を修めて卒業した 者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工 学に関する学科を修めて卒業 した者で、その後三年以上移 動式クレーンの設計、製作、 検査又は整備の業務に従事し た経験を有するものであるこ と。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。</p> <p>一 大学等において力学に関す る学科を修めて卒業した者で あること。</p> <p>二 高等学校等において力学に 関する学科を修めて卒業した</p>

	<p>実技 講習</p>
<p>関係法令</p>	<p>小型移動式クレーンの運転 小型移動式クレーンの運転 のための合図</p>
<p>者で、その後三年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者で、その後五年以上小型移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以</p>

	上の知識経験を有する者であること。
十七 ガス溶接技能講習	
講習科目	条件
学科講習	<p>一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識</p>	<p>一 大学等において化学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
関係法令	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

<p>実技講習</p>	<p>ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い</p>	<p>一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 ガス溶接技能講習を修了した者で、五年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>十八 フォークリフト運転技能講習</p>	<p>講習科目 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法及び取扱いの知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車的设计、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

<p>荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上フオークリフト又はシヨベルローダー等の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 </p>
<p>運転に必要な力学に関する知識</p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上フオークリフト又はシヨベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 </p>
<p>関係法令</p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上 </p>

実技 講習	走行の操作 荷役の操作	<p>の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上フォークリフト又はシヨベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上フォークリフト又はシヨベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 フォークリフト運転技能講習又はシヨベルローダー等運転技能講習を修了した者で、その後五年以上フォークリフト又はシヨベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
学科 講習	走行に関する 装置の構造及 び取扱いの方	<p>十九 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習及び車両系建設機械（解体用）運転技能講習</p> <p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p>

<p>法に関する知識</p>	<p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車的设计、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>運転に必要な一般的な事項に関する知識</p>	<p>一 大学等において土木に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系</p>

	<p>実技 講習</p>	<p>関係法令</p> <p>建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機</p>
	<p>走行の操作 作業のための 装置の操作</p>	<p>建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機</p>

		<p>二十 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習</p> <p>械（解体用）運転技能講習を修了した者で、その後五年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
講習科目	<p>走行に関する装置の構造及び取扱いの知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車的设计、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
学科講習	<p>作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（基礎工事用）的设计、製作、検査又は整備</p>

<p>実技 講習</p>			
<p>走行の操作 作業のための 装置の操作及 び合図</p>	<p>関係法令</p>	<p>運転に必要な 一般的事項に 関する知識</p>	
<p>一 大学等において機械工学に 関する学科を修めて卒業した 者で、その後一年以上車両系 建設機械（基礎工事用）の運 転の業務に従事した経験を有 するものであること。 二 高等学校等において機械工 学に関する学科を修めて卒業</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、そ の後一年以上安全の実務に従 事した経験を有するものであ ること。 二 前号に掲げる者と同等以上 の知識経験を有する者である こと。</p>	<p>一 大学等において土木に関す る学科を修めて卒業した者で あること。 二 高等学校等において土木に 関する学科を修めて卒業した 者で、その後三年以上車両系 建設機械（基礎工事用）の運 転の業務に従事した経験を有 するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。</p>	<p>の業務に従事した経験を有す るものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。</p>

	<p>した者で、その後三年以上車両系建設機械（基礎工専用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習を修了した者で、その後五年以上車両系建設機械（基礎工専用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>講習科目 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車的设计、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>荷の運搬に関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p>

<p>実技 講習</p>		<p>した者で、その後三年以上不 整地運搬車の運転の業務に従 事した経験を有するものであ ること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。</p> <p>一 大学等において力学に關す る学科を修めて卒業した者で あること。</p> <p>二 高等学校等において力学に 關する学科を修めて卒業した 者で、その後三年以上不整地 運搬車の運転の業務に従事し た経験を有するものであるこ と。</p>
<p>走行の操作 荷の運搬</p>	<p>関係法令</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、そ の後一年以上安全の実務に従 事した経験を有するものであ ること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上 の知識経験を有する者である こと。</p> <p>一 大学等において機械工学に 關する学科を修めて卒業した 者で、その後一年以上不整地 運搬車の運転の業務に従事し た経験を有するものであるこ と。</p>
<p>知識</p>	<p>運転に必要な 力学に關する 知識</p>	<p>一 大学等において力学に關す る学科を修めて卒業した者で あること。</p> <p>二 高等学校等において力学に 關する学科を修めて卒業した 者で、その後三年以上不整地 運搬車の運転の業務に従事し た経験を有するものであるこ と。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。</p>

	<p>二十一 高所作業車運転技能講習</p>	<p>講習科目</p>
	<p>講習科目</p>	<p>学科 講習</p>
<p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 不整地運搬車運転技能講習を修了した者で、その後五年以上不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上高所作業車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工</p>	<p>原動機に関する知識</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工</p>

<p>実技 講習</p>	<p>作業のための 装置の操作</p>	<p>一 大学等において機械工学に 関する学科を修めて卒業した 者で、その後一年以上高所作 業車の運転の業務に従事した 経験を有するものであること</p>		<p>関係法令</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、そ の後一年以上安全の実務に従 事した経験を有するものであ ること。 二 前号に掲げる者と同等以上 の知識経験を有する者である こと。</p>		<p>運転に必要な 一般的事項に 関する知識</p>	<p>一 大学等において力学及び電 気に関する学科を修めて卒業 した者であること。 二 高等学校等において力学に 関する学科を修めて卒業した 者で、その後三年以上高所作 業車の運転の業務に従事した 経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。</p>			<p>学に関する学科を修めて卒業 した者で、その後三年以上自 動車の設計、製作、検査又は 整備の業務に従事した経験を 有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以 上の知識経験を有する者であ ること。</p>
------------------	-------------------------	---	--	-------------	---	--	------------------------------------	---	--	--	--

	<p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 高所作業車運転技能講習を修了した者で、その後五年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>二十三 玉掛け技能講習</p> <p>講習科目</p> <p>学科 クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置（以下「クレーン等」という。）に関する知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上クレーン等の設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p>
<p>クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する</p>	

<p>る知識</p>	<p>関係法令</p>
<p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上</p>
<p>クレーン等の玉掛けの方法</p>	<p>玉掛けの方法</p>
<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 玉掛け技能講習を修了した者で、一年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上</p>

	<p>の知識経験を有する者であること。</p>
<p>実技講習 クレーン等の玉掛け クレーン等の運転のための合図</p>	<p>の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 玉掛け技能講習を修了した者で、十年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>実技講習 クレーン等の玉掛け クレーン等の運転のための合図</p>	<p>の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ボイラーの設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>二十四 ボイラー取扱技能講習</p>	<p>条件</p>
<p>学科講習 ボイラーの構造に関する知識 ボイラーの取扱いに関する知識 点火及び燃焼に関する知識 点検及び異常時の処置に関する知識</p>	

する知識	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
------	--

別表第二十一（第七十七条関係）

教習	条件
揚貨装置運転実技教習	<ul style="list-style-type: none"> 一 揚貨装置運転実技教習に係る免許を有する者で、五年以上揚貨装置の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習 デリック運転実技教習	<ul style="list-style-type: none"> 一 クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習又はデリック運転実技教習に係る免許を有する者で、八年以上クレーン、移動式クレーン又はデリックの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第二十二（第七十七条関係）

<p> <u>教習</u> <u>揚貨装置運転実技教習</u> <u>クレーン運転実技教習</u> <u>移動式クレーン運転実技教習</u> <u>デリック運転実技教習</u> </p>	<p> <u>条件</u> <u>一 五年以上揚貨装置、クレーン、移動式クレーン若しくはデリックの運転の業務を管理し、又は監督する者としての地位にあつたものであること。</u> <u>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</u> </p>
---	---